六　個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国等の一部を改正する件　三〇　68　一五
〇個人情報保護委員会、金融庁
一　金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　二四　61　三三
二　金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針の一部を改正する件　二四　61　四七
〇個人情報保護委員会、総務省
一　放送受信者等の個人情報保護に関するガイドライン　三一　71　九
二　郵便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン　三一　71　一九
三　信書便事業分野における個人情報保護に関するガイドライン　三一　71　二八
四　電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン　三一　71　三七
〇個人情報保護委員会、法務省
一　債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する件　二四　61　五五
〇個人情報保護委員会、経済産業省
一　経済産業分野のうち個人遺伝情報を用いた事業分野における個人情報保護ガイドラインの一部を改正する件　二三　59　一一
二　信用分野における個人情報保護に関するガイドラインの一部を改正する告示　二四　61　六五
〇金融庁
四　保険業法第二百七十三条第二項の規定による同法第百八十五条第一項の免許の失効に関する件　八　二
五　連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件の一部を改正する件　一五　二
六　銀行法施行規則第十九条の二第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　二五　63　三〇
七　信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件　二五　63　三二
八　金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件の一部を改正する件　二五　63　三四
九　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件　二五　63　三六
一〇　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件　二五　63　三七
一一　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件　二五　63　三六
一二　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書及び金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準第一条第十一号ただし書に規定する金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件　二五　63　三七
一三　金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件　二九　67　六八
一四　金融商品取引業者営業保証金規則第十八条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件　二九　67　六九
一五　金融商品取引業等に関する内閣府令第三百五十条第一項及び第二項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件及び金融商品取引業者営業保証金規則第十八条第一項の規定に基づき、金融庁長官が定めるものを定める件を廃止する件　二九　67　六九
一六　本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部を改正する件　二九　67　六九
〇金融庁、法務省、財務省
二　社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件　三一　71　四八